



COVID-19 関連法令 (十四)

COVID-19の影響を受け受領した政府補助の課税規定

財政部は個人、医療(事務)機関、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関又は団体がCOVID-19の影響を受け、政府補助を受領した場合の関連課税規定を2020年11月25日付台財税字第 10904629980号解釈通達として公布しました。

当該通達に基づき、嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例第9条の1の規定が適用され、政府から受領する助成金、補助、手当、奨励及び補償については、所得税の納付が免除されます。

一方、一般原則においては、営利事業者が政府から受領した企業補助金は、取得年度の収入として申告し、所得税法第24条規定に基づいて営利事業所得税を計算する必要があります。

台北国税局は2020年11月30日付のプレスリリースにおいて次の注意喚起をしています。

所得税法第24条第1項に「営利事業所得の計算は、その年度の収入総額の中から、各種の原価費用、損失及び租税を差し引いた後の純益額をその所得額とする。」と規定されています。前述の所得税納付免除の規定を満たす場合を除いて、営利事業者が政府から受領した補助・奨励は、取得年度の収入に算入し、営利事業所得税を計算する必要があります。なお、営利事業者が償却固定資産の購入・建設又は設備の増設・拡充に関する政府の専門計画補助奨励を受けた場合、その取得した補助金額は、購入・建設した

固定資産又は増設・拡充した設備の減価償却資産耐用年数に基づき、年ごとに平均して収益を認識することができます。

国税局は次の例を挙げて説明しています。

A社は2020年度に政府が給付する研究開発奨励補助金NT\$50万を取得しました。また、COVID-19の影響により、経営に困難が生じ、經濟部に運営資金助成金NT\$15万を申請し受領しました。A社は2020年度営利事業所得税確定申告時に、補助金収入NT\$65万を申告する必要があります。但し、NT\$65万のうち運営資金助成金NT\$15万は所得税の納付が免除されるため、商業会計法第34条及び商業会計処理準則第36条の規定に基づき営業外収益に計上しますが、営利事業所得税の申告の際に、当該NT\$15万の補助金を簿外にて益金不算入とし、課税所得額及び納付すべき営利事業所得税を計算する必要があります。

なお、救済条例第9条の1第1項規定の所得税の納付免除規定を適用する結果、課税所得がマイナスになるケースにおいても、そのマイナスとなる課税所得をそのまま税務上の欠損金として取り扱うことができます。将来所得税法第39条の欠損控除規定を適用し、利益がある年度の課税所得から控除する際にも、当該免税所得を差し引く必要はありません。

添付

行政院公報 第026卷 第225期2020年11月25日付 財政經濟篇

財政部令

2020年11月25日

台財稅字第 10904629980 号

- 一、嚴重特殊傳染性肺炎予防治療及び救濟振興特別條例第9條の1第1項の規定により、嚴重特殊傳染性肺炎の影響を受け、本條例、傳染病予防治療法第53條又はその他の法律規定に基づき、政府から受領する助成金、補助、手当、奨励及び補償(以下、各補助)については、所得税の納付を免除する。上述の免税規定は、傳染病予防治療法第53條等の規定又はその認定細則に規定の補助対象及びその受領した各補助に適用される。
- 二、政府機關(部署)が前項目の所得税が免除される各補助を支給した場合、所得税法第89條第3項の規定による管轄稅務当局への申告は免除される。
- 三、医療(事務)機關、營利事業者又は機關や団体は第1項目の各補助を受領した場合、取得年度の免税収入に計上しなければならない。その必要原価及び関連費用は実額を控除することができ、当該免税収入に個別に帰属又は分担する必要はない。

部長 蘇建榮

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾